

全国保育協議会 会員各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康  
〔公印略〕

**令和2年7月豪雨にかかる  
保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】**

令和2年7月豪雨による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、保育三団体協議会（日本保育協会、全国私立保育園連盟、本会）において共同で実施することとし、今般、実施要綱等の確認がなされたところです。

つきましては、下記のとおり、募金口座を開設いたしましたので、募金への協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

送金については、施設単位でまとめていただいても、個人で送金いただいても結構です。なお、保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

なお、令和2年7月豪雨にかかる義援金については、都道府県、指定都市または中核市との協議を行った上で、私立保育所に対する委託費から支出することが可能です。

記

**保育三団体被災地支援募金**

募金期間：令和2年8月3日（月）～令和2年12月31日（木）

金融機関：**みずほ銀行 麹町支店**（店番号：021）

口座番号：**普通預金 3053337**

口座名義：**保育三団体被災地支援募金**

（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

領収書の発行については、令和2年度保育三団体協議会事務局（日本保育協会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAXまたはE-mail等でお知らせください。

領収書は募金期間終了後、入金記録等を集約した上で、令和2年度保育三団体協議会事務局より発送いたします。お急ぎの場合は別途ご連絡ください。

誠に恐れ入りますが、お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

< 本件問い合わせ先 >

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

# 令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金事業 実施要綱

## 1. 目的

本事業は、名称を「令和2年7月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金事業」(以下、「募金事業」という)とし、令和2年7月豪雨による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

## 2. 実施主体

募金事業の実施主体は、保育三団体協議会とする。保育三団体協議会は、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会及び公益社団法人全国私立保育園連盟の三団体で構成する。

## 3. 募金の期間

募金の期間は、令和2年8月3日から令和2年12月31日までとする。ただし、状況に応じ保育三団体協議会で協議のうえ延長することができるものとする。

## 4. 募金の管理

募金の管理は、保育三団体協議会の令和2年度幹事団体である、社会福祉法人日本保育協会が専用の口座を開設して行う。なお、管理は社会福祉法人日本保育協会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

## 5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所等並びに保育組織、及び被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動および保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体協議会が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体協議会が直接実施する事業費、振込み手数料等の事務に関わる経費ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体協議会が必要と認めた事業に要する費用

## 6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 令和2年7月豪雨により災害救助法が適用されている地域のうち、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) 令和2年7月豪雨によって被害を受けたことを保育三団体協議会が認めた都道府県・指定都市等の保育組織
- (3) その他、上記に準ずる地域で保育三団体協議会が必要と認めたところ

7. 募金の配分決定

募金の配分決定は、保育三団体協議会のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

8. 事業の終了

本事業は、令和2年12月31日までに終了し、募金の全額を清算することとする。

9. その他

本要綱に定めのない事項については、保育三団体協議会で協議し決定することとする。

令和2年8月3日

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6階  
社会福祉法人 日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
公益社団法人 全国私立保育園連盟

会長 小林 公正

○令和2年7月3日からの大雨による災害におけるFAQ(第2版)

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。	
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、その上での対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定すべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいております。	
3	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準(以下、「設備運営基準」)並びに「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準(以下、「公定価格基準」)を下回ることは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により基準以下の配置となっても差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになります。	
4	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該児童を受け入れる前の状況をもとにして算定することになります。	
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いいたします。	
6	その他	施設型給付費等から義援金を出すことは可能か。	施設型給付費等は個人給付(法定代理受領)であるため、用途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。 また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省局長連名通知)の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。 なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。	追加